

=====
=====

GCOE NewsLetter
[No.6 2008/3/21]

平成 20 年度グローバル COE の事業説明会
グローバル COE 論文賞の審査結果
平成 19 年度大学院学生海外派遣事業
就職のお知らせ
「テキスト布置解釈学原論」(講義科目)の要約
第 6 回オープンレクチャーの要約
グローバル COE 研究教育員ブリーフィング要約

=====
=====

平成 20 年度グローバル COE の事業説明会

次年度のグローバル COE の活動内容や公募事業についての説明会を行います。'大学院学生海外派遣事業'、'グローバル COE 論文賞'、'グローバル COE 授業科目'等が説明される予定です。
皆さんの参加をお待ちしています。

日時 :2008 年 4 月 9 日 (水)15 時 45 分?
場所 :文学部講義棟 237 室

グローバル COE 論文賞の審査結果

グローバル COE 論文賞に応募いただきありがとうございました。

選考委員会での審議の結果、次の論文を顕彰することになりましたので発表します。

(順不同)

阿部 伸

批判のコンテクスト ? エウリピデス『オレステス』におけるアポロン?

【コメント】

本論文はエウリピデスの劇『オレステス』を対象に、作品に描かれるアポロンに対する批判を検証し、批判的な発話の作品的な価値と歴史的な価値を析出するとともに、エウリピデスの思想的態度をも解明しようとする点で大胆且つ意欲的であるといえる。

「神話から理性へ」という図式では捉えきれない深さがエウリピデスの作品にもあるとの理解から出発し、先行研究を渉猟しつつこうした矛盾をアイロニーという概念を使って説明したり、作品成立時の受容の問題とギリシア文学における口承的で特殊なテキスト生成に帰することはできないと論者は指摘する。その上で、アポロンに対する批判的な発話が、身内間での発話と法廷での発話という作品中の場面設定において異なることを指摘し、そこから法廷での責任と神託とを区別するギリシア的伝統という論点を導入する。しかしそうしたギリシア的伝統こそ、『オレステス』において主人公オレステスが批判の対象としていることを論証し、オレステスによるアポロン批判の発話には、伝統的な価値観とは反対にいかなる場合にも神託が有効な価値を持つとのエウリピデスの主張を結論として導き出している。

論の構成がややもすると明確さに欠ける部分もあり、また特に法廷での発話における神託の扱いについての考察にはより一層の論拠の提示が求められるものの、論者の主張は全体として破綻しておらず、またテキストとしての『オレステス』とその背景にあるギリシア的伝統を対比させる論法は十分説得力

を持つといえる。

小久保 嘉紀

「日本中世書札礼テキスト論小考」

【コメント】

本論文は、鎌倉時代から戦国時代に至る日本中世武家社会の書状儀礼である『書札礼』を対象にして、その歴史的諸相を解明したものである。本論文によれば、鎌倉時代に統一的な書式として規範化された『弘安礼節』(1285年)が公家社会の統一的な書札礼であったのに対して、武家社会ではかかる規範が存在せず、鎌倉・室町時代を通じて各家の有職故実に基づいた個別的な運用が行われていた。論文では、戦国期において各家の『書札礼』が数多く成立したことについて『弘安礼節』と比較することによって、その意義づけを行っている。論文では、『弘安礼節』に現れた公家の書札礼が官位を拠り所として定められているのに対して、武家のそれは現実の支配関係に応じて屈折を加えられながら、究極の基準が源頼朝との「由緒」であったことを明らかにしている。論構成は堅実で資料の考証も手堅く優れた論文であると認められる。特に『弘安礼節』との比較が効果的で官位という古代的合理主義から人的結合に礼節の軸が移行する様相の描き方が説得的である。その移行の意義を中世社会の成立と併せてより深く考察することが出来ればさらなる発展が期待される。

両論文に対する授賞式と副賞の贈呈式を4月9日に行います。また当日は平成20年度にグローバルCOEプログラムが推進する事業の概要説明も行いますのでご参加ください。

説明会の日時、場所等は、上記記事「平成20年度グローバルCOEの事業説明会」を参照してください。

平成 19 年度大学院学生海外派遣事業

グローバル COE 事業の一つ、平成 19 年度の大学院学生海外派遣事業によって 3 名の大学院生が海外調査に行かれました。

そのうち一名の吉田早悠里さんの調査報告書を掲載いたします。

吉田早悠里 文学研究科文化人類学博士後期課程 1 年

2008 年 1 月 18 日から 2008 年 3 月 15 日の約 2 ヶ月間、エチオピアに滞在し、エチオピア南西部カファ地方に生活する被差別民マンジヱが政府に提出した請願書の読解を通して、文字テキストの持つ社会的な意味やこれらが持つ影響・力について口承テキストや身体所作テキストとの相関から明らかにしようと試みた。

首都アディスアベバでの滞在期間中は、アディスアベバ大学にてカファ地方に関する文献調査、マンジヱが 1997 年から 2001 年にかけて政府機関等に提出した請願書 26 通、政府によるマンジヱへの回答書および報告書 7 通、マンジヱ自身が記述したマンジヱの歴史・文化に関する報告書の計 3 種類 92 枚のアムハラ語文書の翻訳・読解を行った。読解作業が終了した後、南部諸民族州政府役場、カファ地方役場、シェカ地方イエキ行政地区役場を訪れ、マンジヱの請願活動に対する政府の見解およびマンジヱに対する政策について聞き取り調査を実施した。また、カファ地方において、請願活動に携わったマンジヱに対して請願活動を実施するに至った経緯・背景に関する聞き取り調査を行い、彼らが請願活動の背景として説明する事柄が日常生活においてどのように経験されているのかについても参与観察を行った。

今回の調査から、請願書におけるマンジヱの主張、聞き取り調査でのマンジヱの主張および請願活

動に関する説明、そして請願活動の背景として説明された日常生活におけるマンジの経験の間にはいくつかの齟齬があることが明らかになった。また、請願書に対する政府の見解も、請願活動当時と現在では変化していることが明らかになった。以上のことから、今後、請願書がエチオピアの社会・政治・経済およびエチオピアに暮らす他の民族にどのようなインパクトを与えたのかについて詳細にすることで、文字テキストが持つ社会的意味・影響・力についてより動的にとらえることができると考える。

鈴木球子さん (2008年3月24日フランスより帰国予定) と三好俊徳さん (2008年3月25日イギリスより帰国予定) の海外派遣報告は次のニューズレターに掲載予定です。

就職のお知らせ

グローバル COE 関係者下記 2名の就職が決まりました。おめでとうございます。

グローバル COE 研究教育員の横越梓さん (英語学) が、2008年3月31日をもって退職し、2008年4月1日より名古屋工業大学大学院工学研究科に准教授として着任することが決まりました。また、ニューズレター no.5 でご連絡いたしましたように、本プロジェクトの釘貫教授がエクサン・プロヴァンス大学にて博士論文審査にあたった Yuki TAKEI (武井由紀) 氏が、名古屋外国語大学に助手として採用されました。

お二方の今後のいっそうのご活躍を祈念いたします。

「テキスト布置解釈学原論」(講義科目)の
要約

12月12日担当 高橋亨教授(日本文学)
「物語テキストの絵と歌について」

『源氏物語』や『狭衣物語』などの平安朝の物語作品においては、その生成の過程から絵や歌との密接な関係がある。画中に複数の場面をもつ屏風絵においては、そこに画中の人物に同化した内部の視点から、また、その場面を外部の視点から対象化した屏風歌が詠まれている。それらを連続的に結合すれば、歌を伴った物語が生まれる。あるいは、歌絵とよばれるような小画面の紙絵においては、それらを複数組み合わせることで配列することによって、やはり歌を伴った物語が生成する。そうした文献記録はあるが、平安朝中期までの実作品は、ほとんど現存していない。

現存するのは、徳川・五島本の『源氏物語絵巻』など、平安朝後期から江戸期に至る『源氏絵』などの物語絵であり、それらは文字テキストの享受によるものである。その享受においては、歌や詞書を伴わない絵のみの絵画化や、絵を伴わない歌のみを採録したテキストも生成している。

本講義においては、こうした平安朝物語における絵と歌と物語テキストとの関連について概括するとともに、『源氏物語』と『狭衣物語』の絵画資料を具体例として、その歌との関わりについて考察した。特に、『狭衣物語』の絵画資料に関しては、従来は鎌倉時代の絵巻断簡と承応版本の挿絵のほかは、ほとんどその存在が知られていなかった。それら『狭衣物語』の現存絵画資料を紹介し、それに基づいたテキスト論の可能性を探った。

12月19日担当 天野政千代教授(英語学)

発話の内容である命題(proposition)に対する話し手や書き手の心的態度を法性(modality)といい、直説法、仮定法、命令法のように法性を表すために特殊化された動詞の屈折語尾形態を法(mood)という。言語では法性は法によってのみ表されるのではなく、法助動詞、準法助動詞、法副詞、挿入節などいくつかの語彙的手段によっても表される。しかし、現代英語の will, may, shall, must 等の方助動詞は語彙的項目というよりは、法性を表すために特殊化された項目であり、機能的項目と一般に見なされている。法性を表現するために特殊化された屈折語尾形態や機能的項目の存在は早くから文法家の関心を集め、様々な研究がなされてきた。

絵画のような非言語テキストも描かれた対象に対する画家の心的態度を表すことは言うまでもなく、特に人物や生き物の目と法性との強い関係が体系・機能文法の研究者によって近年指摘されている。法性は目のみによって表されるのではなく、色彩、構図、被書体の大きさなどによっても表されるが、目は法性を表現するために特殊化された器官と言うことができるであろう。今回の授業では、北信濃の小布施市にある岩松院の本堂天井に葛飾北斎によって描かれた鳳凰図を取り上げ、この絵の法性について論じた。鳳凰が架空の生き物であるという事実が、法性を強める結果になっていることを見逃してはならないが、その八方睨みの目として知られる目と法性の強い関係は特に注目に値する。この目の異様な鋭さは法性そのものであり、見る者に特殊な印象を与えるため、すでに言語の法に対応するものと言うことができる。

1月23日担当 鎌田隆行講師(フランス文学)
「パラテキストの機能」

ジェラルド・ジュネットがその浩瀚な『スイコ』で詳述したように、近代以降、文学作品が流通し、受容されるにあたっては作者名、題名、序文、献辞、挿絵、解説などといった種々のパラテキスト(副次的テキスト)が付されるのが通例であり、それらは読者による本文の読解に大きな影響を与える。パラテキストは作者と読者の関係を反映する戦略的な場となるゆえに、文学作品の制作や受容の様態を考える際に極めて重要な要素となる。例えば序文的言説の多くは1)作品の価値の正当化、2)読解の方向付けの機能を担うものであり、その文学ジャンルとしてのステイタスが依然として曖昧であった十九世紀前半のフランス小説の場合であれば(当時の「高貴な」ジャンルはあくまでも詩や演劇であった)受容への不安を反映して、作品の虚構的性格を隠蔽する真実性の強調(「発見された草稿」のトポスがその代表例)や起こりうる批判(内容が不道德的だとする批判など)に対して予防線を張る言説が頻繁に見られる。「読者への言葉」と題されたスタンダール『パルムの僧院』の序文などはその好例である。また、献辞文の場合は発話行為的に見るならば作者が献呈先の相手に宛てたメッセージであるが、実際には対読者戦略として上記のごとき機能を間接的に担うことも多い。

他方、メインのテキストであるはずの本文とパラテキストの関係が転倒してしまう現象も存在することに注意したい。例えばテオフィル・ゴーチエの『モーパン嬢』は、今日では「芸術のための芸術」のマニフェストである長大な序文がもっぱら読まれ、引用される(本文化している)のに対して、小説の本文が読まれるのは稀であり、序文に対する副次的存在としてパラテキスト化していると言える。読まれうるテキスト群を固定的な関係ではなく、布

置として捉える必要性がこのことから改めて確認できよう。

第6回オープンレクチャーの要約

2008年3月19日(水)18時?19時

講演者 小川 正廣 教授(名古屋大学大学院文学研究科・西洋古典学)

題目:「アテネ国立考古学博物館にみるギリシア神話」

ギリシア神話の古典テキストは、紀元前8世紀のホメロスの叙事詩『イリアス』と『オデュッセイア』を嚆矢とし、その後ローマ時代にいたるまで繰り返し再創造されたが、神々や英雄などについての主要な要素は、すでにホメロスにおいて形成されていた。このレクチャーでは、ホメロスのテキストを歴史的コンテキストの中にどのようにして布置することができるのか、主にアテネ国立考古学博物館の考古・美術資料を見ながら考えてみる。

まず、トロイア戦争の神話的題材そのものは、今日明らかにされたミケナイ文明の様相と重なって合うことがわかる。一方、テキストの歴史的生成については、文字に関する考古資料などからは十分解明できない。それは、ホメロスのテキストが無文字文化を背景とする口誦詩の伝統にもとづいて成立したためである。最後に、現存のホメロスの文字テキストの中から、どのようにして無文字文化の創作プロセスを読み取ることができるのかを探る。

G.COE 研究教育員 2名による第 4回ブリーフィングが
2008 年 2 月 29 日 (金) 国際センターG.COE オフィスにお
いて行われた。

小澤実

政治的表徴としてのルーン石碑 :テキスト解釈か
らコンテキスト解釈へ」

本発表の目的は、ルーン石碑を歴史学に応用する
方法論の模索にある。歴史家 B. Sawyer は「モノ」とし
てのルーン石碑に注目し、なぜルーン石碑が建立さ
れたのかというコンテキストに関わる問いを立て
た。彼女の結論は、ルーン石碑は、その石碑を建立
させた生者の土地所有権を共同体に向けて主張する
機能をもつということであった。これに対し発表者
は、紀元千年前後のスカンディナヴィア諸国は流動
性の高い社会であったというコンテキストを考慮す
るならば、ルーン石碑には対抗する在地有力者間の
一種の存在証明として機能があったと考える。資金
を持つものは他の石碑より先視認者に訴えかける石
碑を作成することが可能である。発表者は具体的分
析の領域として、1.テキストの差異化、2.石碑
それ自体の差異化、3.設置空間の差異化(自然空
間、文化空間、モニュメント化)、4.社会コンテ
キストの変化、を提起した。

谷部真吾

高度経済成長期における祭りの変化 遠州・森の
祭りの終戦後～1974 年を事例として」

本発表では、静岡県周智郡森町で行なわれる「森
の祭り」の第 2次大戦後から 1974 年 (昭和 49)までを

事例として取り上げた。この当時の森の祭りは、森の「けんか」祭り」とも呼ばれ、参加者同士のけんかや屋台引き回し違反などの絶えない、非常に荒々しい祭りであったとされている。そのため、この祭りは、警察・行政・学校などの外部機関から暴力的・不法的・非教育的であり、改められるべき祭りとして位置づけられてしまった。こうした外部機関からの要請を受け、森の祭り側は、当時の運営組織を中心に祭りをより穏やかものにしようとさまざまな対策を講じたが、その効果はほとんど上がらなかった。そうしたなか、不幸にして、1969年(昭和44)には警察官殴打事件が、1973年には2件の死亡事故が起きてしまう。事態を重く見た一部の関係者たちは、改革委員会を立ち上げ、森の祭りの改革に乗り出した。彼らの努力は1974年に実を結び、森の祭りは「けんか」祭りからの脱却を果たすこととなった。本発表では、以上のような森の祭りの変容プロセスを詳細に報告した上で、この祭りの変化がその非日常性にどのような影響をおよぼしたのか、さらには、こうした変化を成立せしめた当時の社会的風潮とはいかなるものであったのか、について考察した。

次回のメール版 NewsLetter の発行は2008年4月中旬を予定しています。

・ ...

... ・

GCOE 「テキスト布置の解釈学的研究と教育」

Hermeneutic Study and Education of Textual Configuration

<http://www.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp/>

NewsLetter No.6

発行 :GCOE 編集部

編集担当 :平野克典

Copyright(C) 2008 NAGOYA UNIVERSITY, GRADUATE SCHOOL OF LETTERS

・ ...

... ・

gcoe_infos mailing list

gcoe_infos@gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp

http://svr.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp/mailman/listinfo/gcoe_infos